

18 法律相談・権利擁護

1、法テラス(日本司法支援センター)

◆問い合わせ 市民協働課市民相談係 TEL 378-2111 (代表)

法的トラブルの解決に役立つ法制度や、関係機関などの相談窓口の情報を無料で提供しています。
また、経済的に余裕のない方のために、無料法律相談や必要に応じて弁護士・司法書士費用などの立替えを行っています。はじめてご利用の方は下記へご連絡ください。

法テラス多摩 電話番号 050-3383-5327

時間：平日 午前10時～12時、午後1時～4時(土日祝除く)

2、稲城市消費生活センター

◆問い合わせ 市民協働課市民相談係 TEL 378-2111 (代表)

商品やサービスの契約について不安があるとき、悪質商法のトラブルに巻き込まれてしまったとき、製品事故により被害を受けたとき、その他消費生活に関する相談に消費生活相談員が応じます。

<相談電話> 042-378-3738

<受付日時> 月曜日～金曜日(祝日及び年末年始除く)

午前9時30分～12時、午後1時～3時30分

3、稲城市福祉権利擁護センター(あんしん・いなぎ)

◆問い合わせ 稲城市社会福祉協議会 あんしん・いなぎ

TEL 378-5459 (直通) FAX 378-4999 Eメール kenri@inagishakyo.org



福祉サービスの情報提供と利用援助及び苦情対応、成年後見制度の利用相談など、判断能力が十分ではない方を中心にした権利擁護事業を行っています。

<主な事業と内容>

☆高齢者、障害者のための法律相談

相続・遺言・人権侵害・消費契約・親子関係・成年後見制度など弁護士による法律相談を行っています。

相談日：毎月第3水曜日 午後1時30分～3時30分(予約制)

☆稲城市保健福祉サービス苦情解決委員会

市内の保健福祉サービスに関する苦情を受け付け、解決に向けて調査、調整を行い、必要に応じて市長に意見具申を行います。

※苦情申立ができる方は、保健福祉サービスを利用している本人、親族、成年後見人等です。

☆福祉サービス利用援助事業(地域福祉権利擁護事業)

障害や認知症のため、福祉サービスの契約や金銭管理などで適切な判断や理解に不安がある方を対象に、安心して地域生活を送れるようお手伝いします。

《お手伝いの具体的な内容》

・福祉サービスに関する情報提供や利用手続き、苦情解決制度の利用手続きなど

・年金などの受領に必要な手続き、税金や公共料金などを支払う手続き、それらに伴う預貯金の払い戻しなど

- ・年金証書や預貯金の通帳、実印・銀行印などの大切な書類等の保管

※相談はすべて無料ですが、契約後のお手伝いは有料（一部、減免あり）となります。

＜利用方法＞ 来所、電話、FAX、手紙など

＜相談時間＞ 月～金曜日 午前8時30分～午後5時15分（祝日・年末年始を除く）

4. 成年後見制度

◆問い合わせ 稲城市社会福祉協議会 あんしん・いなぎ

TEL 378-5459 (直通) FAX 378-4999 Eメール kenri@inagishakyo.org

判断能力が不十分な知的障害者や精神障害者、高齢者の方などが不利益を被ることがないように、本人の権利を守る援助者（後見人・保佐人・補助人）を選ぶことで、本人を法律的に支援する制度です。福祉・医療・介護サービス等の各種手続きや契約行為、財産の管理や日常的な金銭の管理などについて、本人の意思を出来るだけ尊重し、日常生活を送るうえで一方的に不利益が生じないよう、権利や財産を守ります。

【法定後見制度】

本人の判断能力がすでに低下している場合に、配偶者や四親等内の親族等から家庭裁判所に申し立てをして、成年後見人等を選任する制度です。

【任意後見制度】

本人に十分な判断能力があるうちに、将来に備えて自らあらかじめ任意後見人と支援してほしい内容を決め、公正証書で契約しておく制度です。

【申立・報酬助成について】

成年後見制度の利用にあたり、申立ての費用や成年後見人等への報酬を負担することが困難な場合、助成を受けることができる場合がありますのでご相談ください。

5. 障害者差別解消

◆問い合わせ 障害福祉課 TEL 378-2111 (代表) FAX 378-5677

平成28年4月1日より、障害者差別解消法（障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律）が施行されました。国、地方公共団体及び民間事業者等における、障害を理由とする差別をなくし、すべての人が人格と個性を尊重しあえることを目的に定められています。また、東京都では平成30年に障害者差別解消条例を制定しています。

【合理的配慮の提供】

障害のある人から、何らかの配慮を求める意思の表明があった場合には、負担になり過ぎない範囲で対応することが求められます（民間事業者も都条例上義務化されています）。

（例）段差がある場合に、車いす利用者等の補助をする。

【不当な差別的取扱いの禁止】

障害のある人に対して、障害を理由として、正当な理由なくサービスの提供を拒否したり、制限したり、条件をつけるような行為は禁止されています。

（例）障害を理由にお店への入店や、サービスの入会を断る等。